

栃木県民ゴルフ場の管理に関する協定（案）

栃木県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇（西暦）年〇月〇〇日付け指令〇〇第〇〇号による指定管理者の指定に基づく管理運営業務について、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年栃木県条例第 4 号。以下「通則条例」という。）第 6 条の規定に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、栃木県民ゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（趣旨の尊重等）

第 2 条 乙は、ゴルフ場の設置目的、指定管理者の指定の意義及び管理運営業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（指定管理業務）

第 3 条 甲は、栃木県民ゴルフ場管理条例（平成 4 年栃木県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- （1）ゴルフ場の施設の維持管理に関する業務
 - （2）ゴルフ場の利用の許可に関する業務
 - （3）ゴルフ場の運営に関する業務
 - （4）前 3 号に掲げる業務のほか、指定管理者がゴルフ場の管理上必要と認める業務のうち知事のみ
の権限に属するものを除く業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙 1「栃木県民ゴルフ場指定管理業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）」に 定めるとおりとする。

（指定期間）

- 第 4 条 乙が、ゴルフ場の指定管理者として、前条第 1 項各号に掲げる業務を行う期間は、令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 11（2029）年 3 月 31 日までとする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、この限りではない。
- 2 管理運営業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（善管注意義務）

第 5 条 乙は、関係法令及び本協定の定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良なる管理者の注意をもって、ゴルフ場を常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。

（業務の実施）

- 第 6 条 乙は、関係法令、条例、本協定等のほか、栃木県民ゴルフ場指定管理者公募要領（以下「公募要領」という。）及び公募時に提出した事業計画書に従って管理運営業務を実施するものとする。
- 2 本協定、公募要領等及び公募時に提出された事業計画書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、公募要領、公募時に提出された事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、公募時に提出された事業計画書で仕様書を上回る水準が提案されている場合は、当該事業計画書に示された水準によるものとする。

(納付金)

第7条 乙が甲に納める納付金の額は、次のとおりとする。

令和6(2024)年度(4月1日～3月31日) 23,100,000円

(うち、消費税及び地方消費税の額2,100,000円)

令和7(2025)年度(4月1日～3月31日) 23,100,000円

(うち、消費税及び地方消費税の額2,100,000円)

令和8(2026)年度(4月1日～3月31日) 23,100,000円

(うち、消費税及び地方消費税の額2,100,000円)

令和9(2027)年度(4月1日～3月31日) 23,100,000円

(うち、消費税及び地方消費税の額2,100,000円)

令和10(2028)年度(4月1日～3月31日) 23,100,000円

(うち、消費税及び地方消費税の額2,100,000円)

2 納付金の支払いは、年度ごとに甲乙協議の上作成する支払計画書に従い、甲の請求に基づき、乙が支払うものとする。

(納付金の額の変更)

第8条 納付金の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(利用料金)

第9条 利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

2 乙は、条例に基づき、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。

3 乙は、甲との協議を経て、利用料金の減免について定めるものとする。

(管理の基準)

第10条 乙が行うゴルフ場の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 臨時にゴルフ場の休業日を定める場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。

(2) ゴルフ場の利用時間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。

(3) 休業日及び利用時間並びに利用料金(減免制度を含む。)は、見やすい場所に掲示すること。

(4) ゴルフ場の施設等を引き続いて利用することができる期間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。

(5) 利用の許可及び許可の取消し又は利用の停止は、条例第3条、第4条及び第5条の規定並びに次条の規定により行うこと。

(6) 利用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は利用を停止させた者については、その記録を作成し、速やかに甲に報告すること。

(7) 受動喫煙を防止するために必要な措置を講じること。

(8) 施設及び設備は、定期的に保守点検を行い、その記録を作成すること。なお、自家用電気工作物保守点検について、乙は電気事業法に規定する当該自家用電気工作物を設置する者の全ての義務及び事故報告義務を果たすこととし、電気主任技術者について次のとおり定める。

① 甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

② 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

③ 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

- (9) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
- (10) 施設、設備及び物品を滅失し、又は施設、設備及び物品の重要な箇所をき損したときは、速やかに甲に報告すること。
- (11) 施設又は施設利用者に災害が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告すること。
- (12) 建物の改築、構築物の新設等又は機械装置の新設等の現状変更しようとするときは、あらかじめ甲と協議し、承認を受けること。
- (13) 防災、防犯その他不測の事態への対応等についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (14) 指定管理業務に係る収入及び支出は、乙の他の口座とは別の口座で管理すること。
- (15) 指定管理業務に係る会計処理は、乙の他の事業から区分して経理すること。
- (16) 指定管理業務に係る会計書類は、各会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (17) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報は、第25条に定めるところにより適正に取り扱うこと。
- (18) その他適正な管理を行うため甲が必要と認める事項を遵守すること。

(利用に関する許可の基準)

第11条 乙は、利用の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (5) 衛生上支障があると認められるとき。
 - (6) その他管理上支障があると認められるとき。
- 2 乙は、前項各号に掲げる事項を許可の基準として定め、これをゴルフ場クラブハウス内（以下この条において「クラブハウス」という。）に備付けその他の適当な方法により公にしておかななければならない。
- 3 乙は、条例第5条の規定による当該利用の許可の取消し等の不利益処分をするときに必要とされる基準を定め、かつ、これをクラブハウスに備付けその他の適当な方法により公しておくよう努めなければならない。
- 4 乙は、前項の不利益処分をするときは、栃木県行政手続条例（平成7年栃木県条例第39号）第12条から第26条までの規定の適用があることに留意するとともに、同条例第13条第1項第1号の聴聞を実施するときは、栃木県聴聞手続規則（平成6年栃木県規則第55号）の例により当該聴聞の手続を行うものとする。
- 5 乙は、身体障害者が施設を利用する場合において身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）を同伴することを拒んではならないものとする。

(総括責任者の配置)

第12条 乙は、乙の職員のうちから指定管理業務に関する総括責任者を配置し、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。当該責任者に係る事項を変更したときも、同様とする。

(利益供与に関する指導)

第13条 乙は、乙の職員その他乙の指揮命令下にある者が、指定管理業務の執行に関連して、ゴルフ場の利用者等から利益の供与を受けることがないように、必要な指導を徹底するものとする。

(開業準備)

第14条 乙は、指定管理業務を開始する日に先立ち、管理運営業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

(年度別事業計画書等)

第15条 乙は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前の年度の2月末日までに、甲に提出するものとする。

- (1) 管理執行体制
- (2) 事業計画
- (3) 指定管理業務に係る当該年度の収支予算案
- (4) 当該年度の修繕計画
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について必要があると認められるときは、乙に対してその変更を指示することができる。

3 乙は、指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、毎年度の決算が確定した時点で速やかに通則条例第4条第5号に定める書類(法人でない団体についてはこれに準ずる書類)を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲の承認を得なければ、甲に提出した事業計画書を変更することができない。

(定期報告)

第16条 乙は、次に掲げる事項について毎月10日までに前月の状況を甲に報告するものとする。

- (1) 利用者の利用状況
- (2) 利用料金収入
- (3) 利用者アンケート等に対する対応状況
- (4) 施設、設備等の修繕等の報告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 乙は、毎年度終了後(法第244条の2第5項の規定による指定を受けた期間が1年以内であった場合においては、当該指定を受けた期間の満了後)原則として60日以内に、ゴルフ場に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の管理の業務の停止を命じられたときは、指定を取り消され、又は業務の停止を命じられた日から起算して30日以内に、当該年度分として、指定を取り消され、又は管理の業務の停止を命じられた日までの間の事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) ゴルフ場の管理業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) ゴルフ場の利用料金収入の実績
- (3) ゴルフ場の管理運営に係る経費の収支状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ゴルフ場の管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項

(自己評価の実施)

第 18 条 乙は、ゴルフ場の効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度、利用者の満足度を踏まえた自己評価を実施して、その報告書を前条の本文の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第 19 条 甲は、法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、ゴルフ場の管理の適正を期するために、乙に対して、第 10 条に定める管理の基準に従って行われるべき当該指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 甲は、第 17 条に定める事業報告書及び前条の自己評価の報告書の点検並びに現地調査の結果を踏まえ、乙による管理運営状況の評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 前項に規定する評価の具体的な実施方法は、甲が別に定める。

(地位の承継等の制限)

第 20 条 乙は、指定管理者の地位を第三者に承継させ、又は、指定管理者としての権利について譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならない。

(委託等の禁止)

第 21 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、当該業務の全部又は主要な部分（仕様書において定める業務をいう。）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、指定管理業務の一部（前項に規定する主要な部分を除く。以下同じ。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は、第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を甲に提出しなければならない。

4 乙が指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、指定管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(譲渡等の禁止)

第 22 条 乙は、ゴルフ場の施設、設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

(文書の管理・保存)

第 23 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等（図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）については、別記 1 「文書管理上の留意事項」に基づき、適正に管理・保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第 24 条 乙は、指定管理業務の遂行に当たり、個人情報の取扱いについては、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密保持義務)

第 25 条 乙は、乙の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）若しくは指定管理業務に従事している者又はこれらの者であった者が、指定管理業務に関し知り得た秘密（個人情報を除く。）を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう

必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、指定管理業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務づけるものとする。

(情報公開)

第 26 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等であって、乙が保有しているものの公開については、乙が定める情報公開規程等により行うものとする。

- 2 前項の情報公開規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。当該情報公開規程等を変更する場合も同様とする。
- 3 乙は、公の施設の管理に関する経営状況等の公表を行うものとする。

(環境への配慮)

第 27 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- (1) 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。
- (2) 資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

(リスク分担)

第 28 条 指定管理業務に関するリスク分担については、別記 3「リスク分担表」のとおりとする。

- 2 前項に定める事項について疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙両方で協議の上リスク分担を決定する。

(施設、設備及び物品の使用)

第 29 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、甲の所有に属するゴルフ場の施設、設備及び物品を使用することができる。

(施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分)

第 30 条 施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分については、別記 4「施設の改築及び修繕等の実施区分」のとおりとする。

- 2 乙は、ゴルフ場の建物、構築物、機械装置又は工具器具備品について、改築、新設、修繕その他の現状変更が必要と認められるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(保険契約等)

第 31 条 乙は、指定管理業務を開始する日までに、別紙 2 に定める内容の保険契約を締結するものとし、指定の期間中、当該保険契約に引き続き加入していなければならない。

- 2 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他その内容を証する書面の写しを速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

(緊急時の対応)

第 32 条 指定の期間中、指定管理業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

(第三者の損害の負担)

第 33 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、乙が行うゴルフ場の管理に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

3 前 2 項の場合における乙の責任分担の割合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

4 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(原状回復)

第 34 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責に帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するために適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第 35 条 乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、指定管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第 36 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずる。

(1) 法人その他の団体が倒産（解散）したとき。

(2) 財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難であると認められるとき。

(3) 本協定の事項に関して重大な違反をしたと認められるとき。

(4) 法の規定による監査を拒否又は妨害したと認められるとき。

(5) 個人情報保護に関する取扱いに関して重大な欠陥があると認められるとき。

(6) 関係法令、条例又は規則に関して重大な違反したと認められるとき。

(7) 乙が、公募に際して虚偽の記載をし、若しくは申立てをしたと認められるとき、又は組織的な違法行為を行った場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

(8) その他乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、必要な指示を行い、指示に従わないときは、同条第 11 項の規定により、指定を取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 公募要領に定める応募資格を失ったと認められるとき。

(2) 財務状況が悪化し、管理運営業務の履行に影響があると認められるとき。

(3) 本協定の事項に関して違反をしたと認められるとき。

(4) 個人情報保護に関する取扱いが不適切であると認められるとき。

(5) 関係法令、条例又は規則に関して違反したと認められるとき。

(6) その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(指定取消し等の際の納付金の納付)

第 37 条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により納付金の全部又は一部を納付しなければならない。

(損害賠償等)

第 38 条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(施設等の引渡し)

第 39 条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、ゴルフ場の施設、設備及び物品を甲の指定する期日までに、通則条例第 9 条の規定に従い原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の引継)

第 40 条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了した後、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定が取り消された後において、ゴルフ場の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継を実施するものとする。なお、引継の方法等については、別途協議するものとする。

2 乙は、前項に規定する引継に要する乙の費用を負担するものとする。

(協定の改定)

第 41 条 本協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、本協定を改定することができる。

(公の施設の廃止)

第 42 条 甲は、第 4 条の規定による指定期間にかかわらず、ゴルフ場を公の施設として廃止することができる。

2 前項の公の施設の廃止により乙に生じた損害又は損失に係る費用については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(信義則)

第 43 条 甲と乙は信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第 44 条 本協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協定の費用)

第 45 条 本協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の解決)

第 46 条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項が必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

令和〇 (西暦) 年 月 日

甲

乙

別記 1

文書管理上の留意事項

(基本的事項)

第 1 乙は、その業務に従事している者が文書等を取り扱う際には、適正かつ円滑に処理し、散逸、汚損等のないようにするとともに、常にその所在及び処理の経過を明らかにしておくよう必要な措置を講じなければならない。

(文書等の管理基準等)

第 2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、文書等の管理及び整理などに関して、当該業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

(文書等の保存期間)

第 3 処理が完結した文書等（以下「完結文書」という。）の保存年限は、栃木県文書等管理規則（平成 13 年栃木県規則第 17 号）別表に準じて定めるものとする。

(文書等の廃棄の手続)

第 4 乙は、甲の承認を得た上で、保存年限が到来した完結文書を廃棄するものとする。なお、完結文書の廃棄は、文書等の内容、媒体等に応じて、適正かつ確実な方法により行うものとする。

(文書等の引継ぎ)

第 5 乙は、指定管理者の指定期間が満了した後、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定が取り消された後には、保存年限が到来していない完結文書又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引継がなければならない。

個人情報取扱特記事項

乙が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この個人情報特記事項によらなければならない。

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、指定管理業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。当該指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

（従事者の監督等）

第 3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、指定管理業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、指定管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

（収集の制限）

第 4 乙は、指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、指定管理業務に関して知り得た個人情報を指定管理業務の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第 6 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

また、この協定に基づき乙が設置又は運用する防犯カメラ等による個人情報の取扱いについては、「栃木県民ゴルフ場に設置する防犯カメラ等の運用に関する要領」の規定を遵守して個人情報の適正な取扱いを確保しなければならない。

（作業場所の特定等）

第 7 乙は、指定管理業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあ

らかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、指定管理業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、当該指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定管理業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、当該指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示に従い、指定管理業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該個人情報が第三者の利用に供されることのない方法により、直ちに消去し、又は廃棄し、若しくは甲又は甲の指示するものに引き渡すものとする。

2 前項の場合において、乙が正当な理由がなく指定された期限内に個人情報等を消去若しくは廃棄せず、又は引き渡ししないときは、甲は、乙に代わって当該個人情報等を消去若しくは廃棄し、又は回収することができる。この場合においては、乙は、甲の消去若しくは廃棄又は回収について異議を申し出ることができず、また、甲の消去若しくは廃棄又は回収に要した費用を負担しなければならない。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、指定管理業務に係る個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者(以下「再委託先」という。)に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先に指定管理業務に係る一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(苦情処理)

第12 乙は、指定管理業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、指定管理業務に関して、個人情報の漏えい、滅失及び毀損その他の事故が発生し、又

は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第 14 甲は、必要があると認めるときは、乙が指定管理業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第 15 甲は、乙が指定管理業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第 16 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記3

リスク分担表

No	種 類	内 容	負 担 者	
			県	指定管理者
1	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
		施設の管理運営に著しい影響を及ぼすもの	○	
2	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
3	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
		施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
		上記以外	○	
4	法令の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
		上記以外		○
5	税制度の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす税制変更	○	
		消費税の増加、減少、廃止等に伴う委託料の増加・減少 消費税の増加、減少、廃止等に伴う納付金の増加・減少	○	○
		上記以外		○
6	政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
7	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
8	書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
9	支払い遅延	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
		経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
10	施設・設備の損傷	「施設の改築及び修繕等の実施区分」による		
11	展示物、資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小破修繕で対応できるもの）		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
12	第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合	○	
13	セキュリティ	警備不備による犯罪発生		○
14	収益の減少	利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少		○
15	個人情報の漏えい			○
16	事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

施設の改築及び修繕等の実施区分

区分	項目	実施区分		実施区分の考え方
		県	指定管理者	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である県が管理すべきものであるため、必要に応じて県が行う。
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
構築物	新設等			基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ県と指定管理者で協議する。
	資本的支出及び見積額100万円以上の修繕	○		
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
機械装置	新設等			基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ県と指定管理者で協議する。
	資本的支出及び見積額100万円以上の修繕	○		
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
工具器具備品	購 入	○		公の施設の維持管理として必要と認められる備品の購入は、県が実施する。
			○	営業として集客力向上のためなどに要する備品の購入は、指定管理者が実施する。
	資本的支出となる修繕	○		県の所有する備品に限る。
	上記以外の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等			○	指定管理者が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。

【基本的考え方】

- 1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額 100 万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外は県が実施する。ただし、指定管理者からの申し出があり、かつ、県の承認を得た場合、200 万円未満の修繕については、指定管理者が実施可能とする。
- 2 指定管理者は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ県と協議し、承認を受けなければならない。
- 3 修繕等の費用の負担者は実施区分と同様とする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、県と指定管理者で協議する。
- 4 「備品」とは、その形質又は形状を変えず、長期間継続して使用及び保存をすることができるもので、取得価額又は評価額が 10 万円以上のものをいう

乙が契約を締結すべき保険

乙は、指定の期間中、ゴルファー賠償責任保険、動産総合保険、施設賠償責任保険、保管物・宅配便賠償責任保険、自動車責任保険の保険契約を締結するものとするが、詳細については、甲、乙協議の上決定する。

なお、クラブハウス、管理棟Ⅰ、管理棟Ⅱ、車庫、スタート管理棟、避難小屋 4 棟に係る火災保険は県の負担で加入するものとする。